

鹿屋市地域総合整備資金貸付交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域総合整備資金貸付交付要綱（平成18年鹿屋市告示第120号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。